

鹿児島工業高等専門学校学生の懲戒等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第44条に定める学生に対する懲戒及び学生心得に違反した学生に対する指導（以下、「懲戒等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(懲戒等の種類)

第2条 学生に対する懲戒は、退学、退学勧告、停学及び訓告とし、学生に対する指導は、主事説諭及び厳重注意とする。

- 2 前項の懲戒は、学生の保護者同席の上、校長がこれを行う。
- 3 第1項の停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限には算入しない。ただし、停学期間が3か月以内である場合は、修業年限に算入する。
- 4 第1項の主事説諭は、学生の保護者同席の上、主事がこれを行う。
- 5 第1項の厳重注意は、担任又は主事補がこれを行う。

(懲戒等の対象となる行為)

第3条 懲戒等の対象となる行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 試験時における不正行為
 - (2) 喫煙及び飲酒並びに煙草及び酒類の所持（学生心得2に定める事項に違反した行為）
 - (3) 自転車に関する車両使用違反（学生心得3に定める事項に違反した行為）
 - (4) 原動機付自転車、自動二輪車及び自動車に関する車両使用違反（学生心得3に定める事項に違反した行為）
 - (5) 交通事故及び交通法規違反のうち、軽微な交通事故（自損事故など）又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第二に定める違反点数6点未満の違反
 - (6) 交通事故及び交通法規違反のうち、重大な交通事故（人身事故など）又は道路交通法施行令別表第二に定める違反点数6点以上の違反若しくは暴走行為
 - (7) 公共交通機関における不正乗車
 - (8) 暴力行為
 - (9) 窃盗又は無断借用
 - (10) 恐喝
 - (11) 薬物等の不正使用又は法令により所持を禁止された薬物等の所持
 - (12) その他本校の名誉・信用を失墜させる行為又は社会通念に反する行為
- 2 前項各号に定める行為に対する懲戒等の基準は、別表のとおりとする。
 - 3 第1項第1号の行為を行った学生については、当該行為を行った試験期間中に実施されたすべての試験科目の得点を零点とする。

(懲戒等の手続)

第4条 学生に対する懲戒等は、原則として前条の規定に従い、学生委員会又は寮務委員会の議を経て、賞罰協議会で協議の上、校長が決定する。ただし、学生に対して主事説諭又は嚴重注意を行う場合は、賞罰協議会での協議を省略することができる。

- 2 前項の決定は、懲戒等の対象となる行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に勘案して行う。
- 3 校長は、学生の指導上必要と認めた場合は、懲戒の決定前に当該学生を自宅謹慎させることができる。
- 4 校長は、懲戒を決定した場合には、理由を添えて当該学生に通知しなければならない。
- 5 懲戒は、前項による通知の日からその効力を生じる。
- 6 停学期間は、第4項による通知の日の翌日から起算するものとし、その計算は、暦日による。ただし、停学期間について、第3項の規定により自宅謹慎させた場合にあっては、その自宅謹慎の期間を停学期間を含めることができる。
- 7 懲戒等を行うに当たっては、対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒等の加重)

第5条 学生が懲戒等の対象となる行為を繰り返した場合は、違反行為の内容にかかわらず、第2条第2項に定める懲戒等の範囲内において、より重い懲戒等を行うことができる。

- 2 学寮は、規律ある共同生活を通じて将来にわたる学生の人格形成に資する場としての教育寮であることに鑑み、学寮において懲戒等の対象となる行為がなされた場合は、当該行為を行った学生に対して、第2条第2項に定める懲戒等の範囲内において、より重い懲戒等を行うことができる。

(停学)

第6条 停学とされた学生は、自宅謹慎をするか、又は、教育的配慮から当該学生の更正を促すための指導プログラムを受けなければならない。

- 2 前項の指導プログラムは、主事、当該学生の所属する学科の学科長及び担任教員等が作成し、実施する。

(通報に基づく懲戒等)

第7条 懲戒等の対象となる行為を行った学生以外の者からの通報により学生の当該行為が判明した場合は、当該行為の事実についての十分な調査を行い、客観的な証拠が得られたときに限り、当該学生に対する懲戒等を行う。

(自主的な申出に基づく懲戒等)

第8条 学生の自主的な申出により懲戒等の対象となる行為が判明した場合において、客観的な証拠により当該行為の事実を確認でき、かつ、当該学生の懲戒等の対象となる行為が初回であるときは、当該学生に対する懲戒等を減軽することができる。

2 学生の自主的な申出に基づき懲戒等の対象となる行為が判明した場合において、十分な調査を行っても客観的な証拠が得られず、当該行為の事実を確認することができないときは、当該学生に対して主事説諭を行う。この場合の主事説諭は、説諭のみにとどめず、一定期間、反省を促すための適切な指導を行う。

3 前項に定める主事説諭の後、当該学生が再び懲戒等の対象となる行為を行ったときは、第2条第2項に定める懲戒等の範囲内において、より重い懲戒等を行うことができる。

(異議申立て)

第9条 懲戒等を受けた学生は、その内容等につき異議申立てを行うことができる。この場合において、この異議申立ては、原則として、当該懲戒等の通知又は指導の日から1週間以内に行わなければならない。

2 校長は、前項の異議申立てを受け、審査の必要があると認めたときは、賞罰協議会に審査を諮問する。

3 校長は、前項の諮問に対する答申を受け、審査の結果を決定し、理由を添えて当該学生に通知しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 指導及び懲戒処分基準は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別 表 (懲戒等の基準)

懲戒等の対象となる行為 (第3条第1項)	懲戒等の基準								備考
	嚴重注意	主訓 事 説 諭告	停学 1 週 間	停学 2 週 間	停学 1 ヶ 月	(無 3 ヶ 期 月 以 上) 停 学	退 学 勸 告	退 学	
第1号		○							○内の数字は違反回数
第2号		①	②		③以上				
第3号	①	②以上							
第4号	①	②	③以上						
第5号	①	②	③以上						
第6号			○	○	○	○	○	○	懲戒については、学生委員会又は寮務委員会の議を経て、賞罰協議会で協議
第7号			○	○	○	○	○	○	
第8号			○	○	○	○	○	○	
第9号				○	○	○	○	○	
第10号					○	○	○	○	
第11号						○	○	○	
第12号	その都度、第4条の規定に基づき審議する。								

＜鹿児島工業高等専門学校学生の懲戒等に関する規則についての申し合わせ事項＞

- 1 学生及び保護者に、以下の点を SHR や保護者懇談会等で周知させる。①一部の学生に、学則」に違反する行為や犯罪行為が見られること、②違反行為は厳に慎まなければならないこと、③もし違反行為が発覚した場合は、学校として学生便覧の基準にしたがった処分を行なうこと、④違反行為の程度によっては長期停学や退学処分となること、⑤訓告以上の懲戒処分を受けた場合は、本校の指導要録に懲戒処分を受けたという事実が残ること、⑥違反行為を行うことなく勉学や課外活動に取り組んでもらいたいこと。
- 2 第7条及び第8条の規定は、処分を受けた学生による異議申し立てに対し、確たる証拠がなければ本校として反論できないこと、及び反論できないことによって生じる重大な反教育的事態を避けるために定める。
- 3 学外の店舗等において本校学生による違反行為が行われている場合には、被害を受けている店舗等に、違反行為が行われていることを確認したら、本校及び警察にその事実を通報するように求める。